

東日本大震災で発生した「がれき」の広域処理の受け入れ等に関する決議（案）

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を始め東日本の広範囲にわたる地域が、地震と津波により大きな被害を受けました。この被災地の復旧と復興に向けて、様々な形で全国各地の多くの人たちが支援を進めてきています。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが、大震災で生じた膨大な「がれき」の処理と言われており、岩手県、宮城県では既存の処理施設により全力で処理を進めるとともに、仮設焼却炉が4基稼働中で今後25基の仮設焼却炉が稼働する予定であります。それでも県内の処理能力が不足しており、岩手県では約57万トン、宮城県では約344万トンと、県内では処理しきれない数量について広域処理を全国の自治体に対して協力を呼びかけています。

このがれき処理については、放射能の影響を心配する市民、国民が多くおられることも現実であります。被災地の方々の苦悩を取り除くためにも、1日も早い処理が求められているのも、また現実であります。

よって、本市議会は、本市に対し、「がれき」処理について、情報をあまねく開示するとともに十分な説明と真摯な議論を行い、市民及び関係者等の理解を得ながら検討を進めた上で、科学的な知見により放射能の影響を検証し放射線量の測定等について十分な体制を整えること、また、試験焼却などを経て放射性物質に関する安全基準を全てクリアすることを条件に、受け入れを表明することを要請いたします。

なお、あわせて、今回の震災に対して、飯塚市として行うことの出来る全ての支援について、飯塚市民と共に全力で行うよう要請いたします。

以上、決議する。

平成24年3月22日

飯 塚 市 議 会